

京都市文化財保護事業補助金交付事務取扱要領

(平成 22 年 3 月 31 日制定)

(平成 29 年 8 月 1 日改正)

1 目的

この要領は、京都市文化財保護事業補助金交付の実施に関し必要な事項について定め、もって交付事務の公正かつ円滑な処理を期することを目的とする。

2 交付の申請に定める書類

京都市文化財保護事業補助金交付規則（以下「規則」という。）第 6 条 3 項に規定する「その他別に定める書類」は別表 1 のとおりとする。

3 申請事項等の変更の承認に定める書類

規則第 7 条に規定する変更承認の際の「別に定める書類」は、「交付申請時に提出した書類のうち変更が生じた書類」とする。

4 標準処理期間

市長は、京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条による申請が到達してから 14 日以内に条例第 10 条各項の決定をするものとする。

5 実績報告に定める書類

規則第 8 条 2 項に規定する「その他別に定める書類」は別表 2 のとおりとする。

6 補助金の概算払に定める書類

規則第 9 条 2 項に規定する「別に定める書類」は、「概算払が必要となる理由書」とする。